

平成 22 年度 第 5 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 23 年 3 月 28 日（月） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
開催場所	松阪市役所 5 階特別会議室
出席者 （敬称略：50 音順）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 吉川 和男（税理士） 委員 吉田 弘一（三重中京大学名誉教授）
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 高村 契約係長
議題	議題 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成 23 年 1 月から 3 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について ・総合評価落札方式の試行について 議題 2 抽出事案の審議（吉川委員抽出） 議題 3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 ・平成 22 年度入札制度及び運用に関する意見書について ・次回開催日程

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について 実施入札は 47 件、内工事が 42 件、委託が 5 件で、この 3 ヶ月間は、設計金額計は約 3 億 9 千万円、請負契約額計は約 3 億 2 千万円で、平均落札率 83.66%、平均参加者 10.8 者であった。 ・指名停止措置の運用状況について 不正又は不誠実な行為により、1 者に対して 1 件の指名停止を行った。（松阪市発注の

	ものではない)
● 抽出事案の審議（吉川委員抽出）	
○ 今回の期間は、発注件数が少なかったせいか、落札率が 90%以上と高かった案件は見受けられなかった。一方で、入札参加者 5 社以下と少なかった案件が 7 件あったが、これらの発注状況はどのようなであったのか。	ご指摘の入札参加者 5 社以下であった案件について、「小野江 2 号線外 3 路線舗装修繕工事」は、この規模の舗装工事は参加対象となる業者も多いところであるが、年度末の手持ち工事の関係からか想定外に少なかった。「グループホームいいたかスプリンクラー設置工事」は、消防施設工事の建設業許可を求める工事であり、まずその許可業者が少ないこと、また内容上に特殊な部分があり、消防法との関係で技術者が甲種第一類の資格を有していなければならないことから少ない参加結果となったと考える。「ごみ処理基盤施設建設事業に係る造成設計業務委託」は、その設計内容が専門性の高い内容となっていることから、履行実績を求めたため参加者が少数となったものとする。「22 年災第 82 号その他市道清瀬線道路災害復旧工事」、「舟戸草鹿野線道路修繕工事」、「出鹿大溝線道路修繕工事」、「向粥見（本郷）外 1 町下水溝渠修繕工事」については、すべて土木一式工事の地域指定型（飯南・飯高管内）であるが、入札参加対象となり得る業者は 20 社程度は登録が有るのだが、地理的な問題等でこのような参加結果であった。この状態は以前から指摘されている地域指定型の再考の必要性を唱える結果であるが、災害時の事を考えると地元業者の育成の必要性もあるところである。
○ 不調案件も 1 件あったようだがその状況はどういうことになっているのか。	

○その後の処理はどうなったのか。 ○今回はいつもの抽出の仕方とは逆の観点から、入札参加者が 20 者以上と多かった案件も抽出してみた。そうしたところ、抽出した 5 件の内、全てに最低制限価格を下回り落札外となった業者があった。このことは、以前から指摘している最低制限価格制度の欠点の一つと考えられるのではないのか。以前から指摘している最低制限価格を下回って落札外となることについて何か回避する名案はないものか？ ○設計金額で予定価格の算出のくじの出る数字を変化させてはどうか。 ○地域指定型（飯南・飯高）の入札参加者が少ないのはその地域の登録数が減少しているからか。	「112-1 西野町田(畦畔)・112-2 阪内町田(畦畔) 災害復旧工事」については、もともと 3 社の入札参加があったが、同じ開札日に複数の類似案件があり、その 3 社の参加者がこの案件の開札までに前の他の案件の落札業者となったため、同日落札制限によりこの案件においての入札書が無効となったことによるものである。 その 3 社については、たまたま同日落札制限で無効となったもので、入札参加の意思を尊重し、その中から最も安価であった業者と随意契約している。 現段階において、代替案はまだ模索中であるが、ただ、この方法の良い点は予定価格に発注者側の恣意性が全く反映されないことであると考えている。 これまでご意見をいただいた事を参考にし、研究会を実施しているが、現行の予定価格算出方法と入札参加者数のが少ない時には最低制限価格を平均型で算定することを併用できないものだろうかという意見がでており、今後他にも議論を拡げていきたいところである。 登録数としては約 20 社は確認できるが、
---	---

○諸問題について継続した研究及び検討を希望します。	地理的な問題もあってか入札参加者数が少数・限定される傾向がある。しかし、災害の時にはやはり近くの業者頼みになるという現実もあり、今年は年末年始の冷え込みが厳しく雪氷対策で緊急に出動してもらったと聞いている。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
一年間の管理費ということか。 主たる費用は何になるのか。 何人になるのか。24時間体制だとかなりのコストになると思うが。 この契約金額は従事者の人件費のみのものか。保守は別途となっているのか。 人件費以上だと思うが、どのくらいの金額になるのか。	29 件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。 ごみ焼却炉施設運転維持管理業務等委託 当業務は特殊施設の運転維持管理であるため、特殊な技術と経験が要求され、更にメーカーからの密接な技術供与が不可欠である。それらの条件を満足し、且つ、施設のトラブル発生時にその責任の所在が明確となり、対処が円滑に行える業者は他に無いため随意契約するものである。 そうです。 人件費になります。会社から専門の技術者が常駐で勤務してもらっています。 ごみ処理の技術管理者が1人、電気の技術者、一種電気工事士、公害防止の管理者、ボイラー技師、危険物取扱の資格者5人以上、硫化水素の危険作業員5人以上となっています。 機器によって別契約である。 昨年、修繕の随意契約をしていると思うが、6000万円～7000万円かかっている。

委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 合特法の対象ということで随意契約なのか。 業者の保護の様になるので考える必要がある。実際問題として新しい業者が加入可能か。 法的に可能か否かではなく、現実的に可能か。 新規参入しようとする協同組合に加入しなければならないが、事実上の障壁があるのではないか。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。	ます。本契約金額は人件費のみであります。 ～ 一般廃棄物収集運搬業務 本業務は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法」に伴い、下水道の整備等によるし尿処理業者への支援策としての位置づけであります。契約しようとする業者の他の業者の参入は認められないため随意契約するものである。 協同組合との協定という形になっている。協定の中で随意契約の相手方が必然的に決まっている。 可能と考えます。 合理化計画に基づいた範疇ならば特に問題にはならないと考える。 根拠なしに業務をさせているわけではない。一定期間で見直し、補償計算をさせチェックしている。一般廃棄物、処理場の関係といった特定の業務をしてもらうということで補償計算もさせて決定している。 平成 23 年度自転車競技会競技委託料、平成 23 年度場内テレビ実況放映業務及び監視テレビ業務委託、平成 23 年度トータリゼータシステム保守委託業務(本場) 平成 23 年度トータリゼータシステム保守委託業
--	--

は新しいプランだが、随意契約でないと不可能か。	務（川越） 次世代ＴＺＳ接続に伴う機器導入委託業務 は自転車競技法(以下「法」という。)及び松阪市自転車競走実施条例において、競輪の競技に関する事務を委託出来るのは、「法第 38 条第 1 項の規定に基づき競技実施法人として指定されている法人」となっており、（財）日本自転車競技会以外に指定を受けた法人はないため随意契約するものである。 は当業務を行ううえでの場内ＴＶ及び監視カメラの管理・設置はすべて当該業者が行っており、設置されているすべてのＴＶ・機材等の入れ替えを行うとコスト面で多大な不利を被り、日本自転車競技会の着順判定業務や審議映像を熟知し本場開催時の運営の安全性が保たれるため、本業者と随意契約するものである。 、 は当業者製のシステムで発売機・払戻し機・オッズ等の機器を構築しており、システムを変更することが競輪運営を行ううえで、安全性、効率性、コスト性すべてにおいて不利となり、また、四日市競輪場と、的中車券の相互払戻業務を行っており、異機種間の相互払戻システム化は困難であることから本業者と随意契約をするものである。 は現状の発払機をそのまま使用する事で次世代ＴＺＳ化に伴う改修費用を軽減しています。また当業者製のシステムで発売機・払戻し機を構築しており、発売・払戻しのシステムを変更することが競輪運営（四日市競輪場との相互払い）を行ううえで、安全性、効率性、コスト性すべてにおいて不利となる為、本業者と随意契約をするものである。 当該業者が入れたシステムが母体にあり、その更新と併せ持ったところでの新規システム導入なので新たなシステムを導入すると不具合が生じた場合に責任の所在が不
--------------------------------	--

全国的に公営ギャンブル事業の閉鎖などがあるが松阪競輪はどのような状況か。 継続することを前提にすると経費は固定的に必要となる。収益、持ち出しの額が大きく変化するとその辺のプラスマイナスのバランスはどうなっているのか。 今以上に持ち出しのほうが多くなるのであれば、固定経費を下げる努力をしなければならぬのではないかと。従来どおりではなく、レース開催の縮小や縮小しないのであれば、利益を上げる方法を考えないといけないと考える。 ファンには年配者が多く、結果的にうまくいかないのではないだろうか。失敗している例を聞いたことがある。若者が行かないのが一番大きな問題であろう。 委員会としての意見 止むを得ないが、今後、競輪の売上げ増が図られる PR が必要と思われる。 委員会としての意見	明確になる。競輪の一連のシステムでトラブルが発生するとリスクが大きい。 一時期は良くて一般財源に売上げを入れていたこともあったが、最近では赤字と聞いている。 機器導入により人件費は削減できると考える。 の業務委託は新たなシステムでインターネット活用など売上げ、効率をあげると聞いている。 給食炊飯委託 単独給食実施校 20 校・嬉野管内給食実施校 5 校についても、(財)三重県学校給食会より物資(米)の供給を受けているが、炊飯施設がないため、(財)三重県学校給食会と契約することにより、物資の提供から炊飯加工まで、一貫して安全安心な品質管理等を行い、年間を通して安定かつ適正な価格で供給できることから随意契約をするものである。
--	---

止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 広報は各世帯に配布しているのか。一人当たりの料金はいくらになるのか。 110円という単価を他市と比較したことはあるのか。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。	広報発行事業自治会配布業務 広報広聴補助業務委託 広報紙配布については、自治会を通じて配布しており、住民に信頼された配布方法であるため、自治会を統括する松阪市自治会連合会と随意契約したい。ポスターの掲示・回覧物の回覧・広報広聴補助業務は、地域の状況を最も良く把握している自治会を通じて行うことが、効率かつ信頼できる方法であるため、自治会を統括する松阪市自治会連合会と随意契約したい 統計として6万1000世帯であり、1ヶ月あたり110円、×12か月分で年間で1世帯あたり1300円くらいの費用となる。内訳は広報まつさか配布手数料52円、県政たより・県議会たより15円、その他の配布物42円である。 比較したことはない。合併当時のすり合せ時に整理をしたこととなっている。 外国語指導助手派遣業務 公立学校の英語教育におけるALTにかかわる業務が十分できる事業者であることが必須条件であり、本市に合った事業展開、講師の採用方法・採用条件、講師の研修体制・研修内容、トラブル等に対する指導体制を評価し、選定したいためプロポーザル方式を採用し選定した業者と随意契約するものである。 学校図書室管理業務
--	---

委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 廃止代替バス自体がいいのかどうか。むしろタクシーチケットのようなものでもいいのかもしれない。どこでもコミュニティバスはほとんどあるが必要性がどの程度高いのであろうか。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。	学校の読書室運営における業務を十分に行っていける事業者であることが必須条件であり、これまでの成果を引き継ぎより向上させることのできる事業展開、司書の雇用方法・雇用条件、司書の研修体制・研修内容等、学校現場や生徒の実態に即した業務内容を評価し選定したいため、プロポーザル方式を採用し随意契約をするものである。 市街地循環線運行業務、 空港アクセス線・三雲松阪線運行業務、 廃止代替バス運行業務 ＪＲ松阪駅前のバスターミナル使用、道路運送法に基づく路線の許可等の理由から随意契約するものであります。 通学者、高齢者の方等、利用される方は、車等の利用できない方が利用することになると思う。これとは別に義務教育は市の方でバスを動かしている。飯南飯高の小学校の送迎は市独自で運行している。 税務総合システム等業務 現在稼働している各業務内のデータについては全て松阪市のものでありますがシステムのアプリケーション部分は当該業者に著作権があります。既に導入した各パッケージソフトを当市が使いやすくカスタマイズしたうえで、現在運営しておりますが、各業務とも制度改正が頻繁であるとともに、直接市民との関係が密な部署であるため、過去の
--	---

従来からの関係や特殊な技術などで継続となる同じ業務であれば価格交渉や値下げ交渉はしているのか。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。	経過等が非常に重要な業務であります。そのため、既存のソフトへの反映及び改修後の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があることから、そのことが可能な当該業者に随意契約するものであります。 各担当課でももらっている。審査会の中でも価格はどうか、昨年と比較しているのか交渉しているのかといった意見は出るのもそのような意識は持っている。 MCTV 閉域回線利用契約 平成18年度から現接続サービスのメニューを変更した。市内全域でサービスの提供が受けられる業者から、回線サービスの提案及び見積徴収を行ない決定したものであり、専用の機器導入も行ったことから今年度も引続き当該業者に随意契約するものであります。 21 ネットワーク運用支援委託契約 このネットワークシステムの基本設計は基幹システム運用業者である当該業者が関わり構築されており、同社の支援により、拡張性、安全性及び信頼性を確保し、日々の安定した運用を行なう必要があるため随意契約するものであります。 22 電子入札システム保守運用支援業務委託 本業務は、電子入札システムの保守点検及び運用支援業務を行うものであり、特に本業務の遂行にあたっては、不測事態発生時が確保できることが必要となり、システム開発業
---	--

委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。	者のみが適切な保守サービスを提供できるものであり随意契約するものであります。 23 地域活動支援センター事業 精神障害者の生活支援は、主として市福祉課及び精神障害者地域生活支援センターが実施しており、当事者の主治医と連絡を取りながら対応している。また、地域のボランティアを受け入れて、精神障害者の社会復帰のための支援をしている。同センター以外の事業所にて、同様のサービス提供をできる事業所がないため随意契約するものであります。 24 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業委託業務 当該業者は管理技術者や組織体制が整っており、施設の地元管理者や市の担当職員に技術指導ができるため、年間管理委託を行い、施設の点検整備や操作の実施を行い適切な維持管理を行っている。今回、補助対象外施設の維持管理業務であるが、上記補助事業と一体の業務であることと、技術的経験・知識を擁し現場状況等に精通した当該業者に委託することにより、安全・円滑かつ適切な施設の維持管理及び運転を図るものであり随意契約するものであります。 25 電話催告業務委託 電話催告業務委託は個人情報取扱や税知識の取得方法等の詳細を把握する必要があるため、単価入札ではその把握が困難であると判断し、平成20年度にプロポーザル方式で業者を決定した。平成20年度以降の電
---	--

個人情報観点からこの形態はよいのか。 何か特殊な技能があるのか。 特殊な業務形態の業者なのか。この会社でなければならぬ理由は何か。 一度落札したからといって継続して契約せずに検討してはどうか。随意契約の理由としては確固たるものが少ない気がする。そうであれば長期継続契約したほうが良い。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 業務があってもなくても契約しているから支払うのか？	話催告の実績及び催告員の納税交渉力等を考慮すると他の業者に委託することが適当ではないと判断をするものであり随意契約するものであります。 単に納期が過ぎているが未納ですといった内容を伝える電話だと聞いている。 当初の導入は入札で、今回で3年目となる。 長期契約も考えられるが、毎年数字が変化するので毎年契約になっている。 ²⁶ 夜間・休日を含む配水管及び給水装置修繕等にかかる委託 安全安心な水を安定供給する使命のなか、夜間などの突発的な漏水事故等に水道部や業者も迅速な対応が困難であったため、旧松阪市で市内業者に呼びかけ協力を申し出た数社により、昭和49年7月24日に常に職員待機及び緊急対応を可能とする会社を設立したため、上下水道部として随意契約を行ってきた。夜間休日での突然の漏水修理や閉開栓など、緊急を要する対応等については通常の業者では対応ができない。一刻も早く対応しないといけない緊急時に備え、1年365日にわたり常に職員、技術者、資材等を確保して体制を整え、約30年間にわたりの確に業務を遂行している業者との随意契約をいたしたい。
---	--

24時間体制だが、人が必要なときは10人、100人と対応してもらうときもあれば電話番号だけのときもあると思うので、もっと柔軟に必要なとき払い、用が無いときは払わないということはできないのか。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 中身は変動する業務であるがチェックしているか。	何かあった箇所に対応してもらうために常に人が待機しているので支払うことになります。 緊急時の対応を考えると、ある程度人数を確保した状態で待機しなければならないときもあると思う。考え方を替えれば部分的に民間に移して緊急時に出てもらう方法もあるかも知れないが、現状としては緊急時のサービス低下を考えると、こういった形で動いていただける。 27 資源物選別作業及び日曜受付等業務委託 平成12年度より本庁管内では資源物の回収を始めるとともに、平成15年度から第一清掃工場において、18年度からは第二清掃工場においても日曜日の資源物受付業務を委託。22年9月より土曜・祝日（月曜日の祝日を除く）の受付業務を委託。 日曜受付業務と資源物の一部の選別作業を平成15年度より当該業者に委託している。資源物の日曜受付業務及び資源物の選別作業をするにあたり、選別の経験と知識による作業効率を勘案し、当該業者と選別作業を随意契約したい。 28 資源物選別作業等業務委託 平成12年度より本庁管内では資源物の回収を開始し、当初から資源物の選別作業を当該業者に委託している。資源物の選別作業をするにあたり、選別の経験と知識による作業効率を勘案し、当該業者と選別作業を随意契約したい。
---	--

現場で事故が起きたときの補償は。 委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 確か造園業者への委託も年間委託だったと思うが。 場所が重なってはいないか？	仕事の内容から他と競争する業者がないので 2 号随契としている。平成 15 年からの随契である。 相手方が事故対応を受けてもらう形になっており、労災に加入されている。 29 松阪公園ほか 19 箇所公園等清掃除草委託 当委託業務は、不特定多数の来園者が見込まれる都市公園内の除草、清掃作業であり、高齢者の作業により履行可能な業務であり、また市内に点在した大小 20 箇所の公園の清掃、除草作業をであり、小さい公園では、短時間で作業を行なう事が可能であるため、一般の業者が実施するのは業務的にも不利であり一般競争入札には適さないと判断する。当該業者であれば、一日に短時間の作業も可能であり、来園者の状況に応じて作業を行なう事も可能であるため、当該業者と随意契約を行ないたい。 それは中部台公園、鈴の森公園や松阪公園などで、松阪公園の管理は藤棚のみである。この業務は松阪公園と小さなほか 19 箇所の草むしりで造園業者に入ってもらうのは大きな樹木管理で木を本格的に剪定して芝生を刈り込んで健全な状態にしてもらう管理内容である。草むしりの作業とは異質なところがあり、この部分について契約している。 松阪公園の藤棚部分は造園業者に剪定してもらっている。この委託は公園周りの草むしりなので石垣の草むしりは別の造園業者が行っているので平坦なところで日々安全に作業をしてもらう内容である。他の団地の公園は自治会でしてもらっているところも
---	--

委員会としての意見 止むを得ないが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。 平成 22 年度の意見書についてまだ素案が出来ていないので事務局と原案と作らせていただいて打ち合わせをさせていただきたいのですが、例年どおりの内容なので本年度は変えて見ようかと思っているが。いかかでしょうか。随契については昨年も書いたのか？ はい。最低制限、くじ引きの問題、15ヶ月予算の検討、検査体制の充実、大型随意契約についてランニングコストも含めて選定していくようにという意見だと思います。総合評価について松阪らしさ、特殊なものについては総合評価を活かしたい。 松阪らしさは抜いたが。 そうでした。業者の創意工夫を活かしてということでした。 随契について、契約をとった相手方だけではなくてとらなかった、とれなかった業者の意見を聞き、本当にその業者ないといけないのかどうか、随契だとほとんど特定業者になってしまう、その辺りを知りたい。競争性が全く無い案件になってしまうかどうか。他の業者例えば、A 業者以外には出来ない仕事なのかどうか、B・C 業者に本当に出来ないのかどうか聞いたうえで本当に A 業者でないと出来ないのかを確認してもいいのではないか。契約監理課でもらっても良いのではないか。われわれが折角色んな意見を言っても結局、市・議会の方の意見で着ますので、そこの所が寂しいと思う。もう少し審査会の意見を反映させてもらえるとありがたいなと思う。やっている方としてもやりがいがある気になる。 随契について一年ほど前から思っていたが、ひとつの機械を導入してメンテナンスを	ある。
--	------------

行ってという長期の記録が相手からの報告がありますよね。長期の記録は市には残っているのか？それがチェック機能になると思います。他の意見を聞くこと大切だし何かチェック機能がないといけないのではとずっと思っていました。機械を導入して使用するのみでなく、公の機械は高額で性能の良い機械が使用されているので、どこまでその機械が必要なのか、メンテナンスの経緯を市もチェックしていることを業者にみせることが必要なのではないかと考えていました。意見書を渡すだけでなく、2年に一度は上の方と意見交換会をさせていただく機械があれば良いなと思います。何かチェック機能はないのでしょうか。水道の業者を使用したことがあるので助かると思うのですが。このくらい利用したか報告は来るのですよね？タクマの件もどういう実績がどのくらい上がったのかを残してほしい。契約には多額の費用を使っている。やはり業者に対し市はチェックしていることを見せる必要があると思う。

今年は随契に重点を置いて書きましょうか。私も（楠井先生）随契については書きたいことがある。合特法も出ているし業者は保障を受けているので何年間かはただもらえるというシステムである。本来は業種転換するための合特法であるべきだ。すぐに仕事がないから仕方なく一旦仕事を〇〇して次の業種に変更してくださいというのが無い。焼却施設を150億で平成27年には完成しないと国の助成金がつからないので、それを目指して現在検討しているが、今どこの炉を使用しているかわからないが、随契しているタクマの焼却炉を使用していると思う。現在専門委員が検討しているが、良いチャンスでタクマではない別のメーカーに変更する可能性があるのではないかと思う。そのときに公正な競争が出来るようなシステムが出来ればいいと思う。焼却炉の選定方式についても宜しく願います。

ストーカ式です。 少し古いが京都大学工学部の竹田先生がしておられるので、間違いないと思うが、安全な方法を採用さえれたので大丈夫だと思う。 随契は大型の、金額が高いものが多いので利偏につながりやすい。競争性があれば一般競争入札でできるかもしれないし、総合評価でも出来るかもしれない。そうすれば抜かれた部分を抜かれずに済む。	
● 次回開催日程及び抽出委員について	
次回開催日を平成 23 年 4 月 22 日(金)の 13:30~とする。	